

大和川流域における総合治水に関する条例（素案）

前文

奈良県内の大和川流域は四方を山地で囲まれ、平地が窪地になっており、また流域内の放射状に広がる 150 を超える支川は、集中して合流する大和川本川となり、唯一の出口である亀の瀬峡谷は狭窄部となっているため、地形的に雨水がたまりやすくなっている。さらに、奈良盆地は京阪神地区に隣接し、交通の利便性の高いことから、昭和 30 年代後半から都市化が急速に進み、森林や水田・ため池などが宅地や工場、商業施設等の市街地となり、流域の保水機能が減少している。

このような、洪水はん濫や内水浸水等の水害を受けやすい流域の特性を踏まえると、河川改修などの治水対策だけでは洪水を防ぐことが困難となりました。大和川流域では、昭和 57 年の大和川大水害を契機に、川の水を安全に流すための河道改修やダム整備等の「ながす対策（治水対策）」と、流域内の雨水が河川へ一気に流れ出すことを抑えるためのため池の治水利用や雨水貯留浸透施設等の「ためる対策（流域対策）」との両面から洪水被害の軽減・防止を図る総合治水対策に、国、県、市町村、県民等の流域関係者が一体となって、大和川流域総合治水対策協議会のもと取り組んできた。

しかし、総合治水対策については、社会情勢の変化や昨今の気象状況等の変化により、ためる対策率の低迷や小規模開発の増加・ため池減少による流出量の増加、浸水区域での土地利用など新たな課題が発生しており、これまでの取り組みの成果や経験を活かして、課題を克服するための総合治水対策に関する一層の取組の強化と、河川、農林、都市計画の各分野の総合治水対策の体系化を行うことが急務となってきている。

ここに、「ながす対策」、「ためる対策」に加え、「ひかえる対策（土地利用対策）」の 3 つの対策を柱とする大和川流域総合治水対策を推進することにより、浸水被害の軽減及び拡大の防止を図り、県民の生命及び財産を保護し、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会を構築する「くらしの向上」を実現するとともに、県政発展に資する施策の基盤となる治水安全度向上を図り、「住んで良し」、「働いて良し」、「訪れて良し」の奈良県の実現のため、ここに総合治水に関する条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大和川流域における総合治水に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域における総合治水を計画的かつ協働して推進することにより、浸水被害から県民の生命及び財産を保護し、もって、県民が安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大和川流域における総合治水

大和川流域における洪水被害の軽減・防止を図るため、河川、ダム等の治水施設の整備、流域内での雨水の貯留浸透施設や防災調整池等の整備、適正な土地利用の誘導やため池・緑地等の保全による流域の保水・遊水機能の維持等の対策を総合的に行うことをいう。

(2) 大和川水系河川整備計画

河川法第16条の2に基づき、県が定めた大和川水系の河川の整備に関する計画であって、生駒いかるが圏域、平城圏域、布留飛鳥圏域、曾我葛城圏域の4圏域の計画からなるものをいう。

(3) 大和川流域整備計画

大和川流域における総合治水対策の基本方針、具体的な施策を定めたもので、大和川流域の関係機関（国、県、関係市町村）からなる大和川流域総合治水対策協議会における合意により決定された計画をいう。

(4) 雨水貯留浸透施設

雨水を学校の校庭等に一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

(5) ため池治水利用施設

ため池を一部改良することで、雨水を一時的に貯留する機能を高める施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

(6) 水田貯留施設

水田を一部改良することで、雨水を一時的に貯留する機能を高める施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

(7) 特定開発行為 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 千平方メートル以上の開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）

- イ 千平方メートル以上の宅地造成（宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号に規定する宅地造成をいう。）に関する工事
- ウ 千平方メートル以上の岩石の採取（採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 10 条第 1 項第 3 号に規定する岩石の採取をいう。）
- エ 千平方メートル以上の砂利の採取
- オ 地域森林計画の対象となっている民有林における一万平方メートルを超える開発行為（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項及び森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 2 条の 3 に規定する開発行為をいう。）

(8) 防災調整池

宅地造成等により河川への流出量が増大するため、雨水を一時的に貯留し、流出を抑制するために特定開発行為により設置された施設をいう。

(基本理念)

第三条 大和川流域における総合治水は、国、県、市町村、県民、事業者その他の大和川流域の関係者の継続的な取組が必要であることに鑑み、大和川流域の関係者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、推進されなければならない。

2 大和川流域における総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造、歴史及び文化、景観との調和に配慮するとともに、流域のまちづくりとの連携・調整がされなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、県民、事業者その他の大和川流域の関係者と連携し、大和川流域における総合治水に関する施策を効果的かつ効率的に実施するものとする。

2 県は、大和川流域における総合治水に市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が大和川流域における総合治水に関する施策を実施する場合には、情報の提供、技術的な助言、その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、大和川流域における総合治水に関する理解を深め、大和川流域における総合治水に関する施策に協力するとともに、河川等への雨水の流出の抑制その他の浸水被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、大和川流域における総合治水に関する施策に協力するとともに、河川等への雨水の流出の抑制その他の浸水被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第七条 県は、大和川流域における総合治水を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 ながす対策（治水対策）

(河川整備)

第八条 県は、大和川水系河川整備計画に基づき、河川の整備及び維持を行うものとする。

第三章 ためる対策（流域対策）

(雨水貯留浸透施設)

第九条 県は、大和川流域整備計画に基づき、市町村と連携して雨水貯留浸透施設の整備を行うとともに、市町村の取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 雨水貯留浸透施設の管理者は、設置された雨水貯留浸透施設の機能を維持するため、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行わなければならない。

(ため池治水利用施設)

第十条 県は、大和川流域整備計画に基づき、市町村と連携してため池治水利用施設の整備を行うとともに、市町村の取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 ため池治水利用施設の管理者は、設置されたため池治水利用施設の機能を維持するため、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行わなければならない。

(水田貯留施設)

第十一条 県は、大和川流域整備計画に基づき、市町村と連携して水田貯留施設の整備を行うとともに、市町村の取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 水田貯留施設の設置者は、その水田の耕作者とともに、設置された当該施設の機能を維持するため、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行わなければならない。

(防災調整池の設置)

第十二条 特定開発行為をしようとする者（次条において「特定開発行為者」という。）は、知事が定める基準に基づき、防災調整池を設置しなければならない。

(防災調整池の維持)

第十三条 特定開発行為者は、前条の規定により防災調整池を設置したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 防災調整池の管理者は、当該防災調整池の機能を維持するよう、知事が定める基準に基づき、適正に管理しなければならない。

3 防災調整池の管理者は、防災調整池の管理者を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(森林の保全)

第十四条 森林の管理者は、森林が有する雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）が持続的に発揮されるため、森林の整備及び保全に努めるものとする。

(農地の保全)

第十五条 農地について所有権又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地が有する雨水貯留浸透機能が持続的に発揮されるため、その保全に努めるものとする。

2 雨水の浸透を著しく妨げる恐れのある土地利用（第十二条の規定による行為を除く。）（市街化調整区域内の農地に限る。）をしようとする者は、雨水の河川等への流出を抑制し、浸水被害を回避又は軽減するために必要な措置を自主的かつ積極的に講じるよう努めるものとする。

(ため池の保全)

第十六条 ため池の所有者又はため池を使用収益する権原を有する者は、当該ため池が有する雨水貯留機能が持続的に発揮されるため、当該ため池の保全に努めるものとする。

2 ため池の所有者又はため池を使用収益する権原を有する者は、満水面積が千平方メートル以上のため池を一部又は全部廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 ため池の所有者又はため池を使用収益する権原を有する者は、満水面積が千平方メートル以上のため池を一部又は全部廃止しようとする（第十二条の規定に該当する

者を除く。)ときは、当該ため池が有する雨水貯留機能を保つため、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

第四章 ひかえる対策（土地利用対策）

（浸水危険区域の設定）

第十七条 県は、溢水、湛水等による浸水被害を防止するため、おおむね 60 分雨量強度 50mm 程度の降雨（年超過確率 1/10 の規模の降雨）が生じた場合における想定浸水深が 0.5 メートル以上である土地の区域（都市計画法第 7 条第 3 項にて規定する市街化調整区域に限る。）を浸水危険区域に指定することができる。

2 県は前項の規定により浸水危険区域を指定したときは、速やかに公表しなければならない。

3 前 2 条の規定は、浸水危険区域の指定を変更する場合について準用する。

（浸水危険区域の市街化区域への編入の抑制）

第十八条 都市計画法第 15 条第 1 項第 2 号に指定する区域区分に関する都市計画を同法第 18 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により決定又は変更するときは、原則として浸水危険区域を新たに市街化区域として定めないものとする。ただし、浸水による県民の生命及び財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、又は確実に講じられると認められる場合は、この限りでない。

第五章 総合治水の推進

（協定の締結）

第十九条 県は、基本理念にのっとり、大和川流域における総合治水を計画的に実施するため、市町村の流域対策に果たす役割の重要性を鑑み、総合治水に関する取組に積極的な流域市町村と協定を締結することができる。

（実施計画）

第二十条 県は、市町村と協定を締結したときは、速やかに当該市町村に係る総合治水に関する実施計画を策定するとともに、当該実施計画を公表するものとする。

2 県は、前項に規定する実施計画に基づき、当該市町村に係る総合治水に関する施策を実施するものとする。